

平成 22 年度統計法施行状況に関する審議の進め方

平成 23 年 7 月
基本計画部会

1 基本的な考え方

- 昨年度と同様、重点的に審議すべき課題（重要検討事項）を選定したうえで審議する。
- 重要検討事項は、以下のメルクマールに沿って選定する。

- ①政策運営、国民にとって合理的な意思決定等の観点から統計整備の重要度、緊急度の高い課題
- ②その事項が実現したときの政府全体の統計整備における効果が大きい、あるいは広範に及ぶ課題

- 審議に当たっては、各府省が、東日本大震災の発生後、厳しい調査環境の下で統計関係業務の実施を余儀なくされている点を十分に考慮するとともに、平成 22 年度が基本計画期間の 2 年目に該当し、目標に向かって取り組みを進めている途上のものがあることに留意する。

2 重要検討事項の選定

- 昨年度の審議において、統計整備等の方向性を提示した以下の 7 事項については、引き続き重要検討事項として、その後の措置状況について審議する。

- ・国民経済計算の整備と一次統計等との連携強化
- ・ビジネスレジスター（事業所母集団データベース）の構築・利活用
- ・ワークライフバランスの状況を把握するための関連統計整備
- ・非正規雇用の実態を的確に把握するための関連統計整備
- ・オーダーメード集計、匿名データの作成及び提供（二次的利用）、調査票情報の提供
- ・統計職員等の人材の育成・確保
- ・行政記録情報等の活用

- また、各委員への意見聴取結果等を踏まえ、事実関係等を確認しつつ、必要に応じ、新たな重要検討事項を選定する。

3 審議体制等

- 国民経済計算に関する事項については、その内容が広範多岐に渡ること等を勘案して、基本計画部会の下に「国民経済計算ワーキンググループ(WG)」を設置し、そこにおいて審議する（別紙 1 参照）。
- 国民経済計算以外の事項については、基本計画部会において審議する。
- 審議に当たっては、必要に応じ、重要検討事項等の所管府省にヒアリング等を実施する。
- 平成 21 年度から継続して措置している事項については、昨年度のヒアリング等の結果を活用する。

4 審議スケジュール

スケジュールの概略は以下のとおりである（詳細は別紙2参照）。

平成23年

- | | |
|-------|--|
| 7月 | ○総務大臣から統計委員会に対し、「平成22年度 統計法施行状況報告」を提出。審議を基本計画部会に付託。
○基本計画部会において審議の進め方等を決定 |
| 7～9月 | ○基本計画部会及び国民経済計算ワーキンググループにおいて審議 |
| 9月上旬 | ○基本計画部会において審議結果をとりまとめ |
| 9月中下旬 | ○統計委員会において基本計画部会の審議結果を採択 |

国民経済計算ワーキンググループの構成員

○深尾 京司	一橋大学経済研究所教授
首藤 恵	早稲田大学大学院ファイナンス研究科教授
山本 拓	日本大学経済学部教授
井出 多加子	成蹊大学経済学部教授
伊藤 恵子	専修大学経済学部准教授
岩本 康志	東京大学大学院経済学研究科教授
宇南山 卓	神戸大学大学院経済学研究科准教授
菅野 雅明	J P モルガン証券チーフエコノミスト
高木 新太郎	成蹊大学経済学部特任教授
中村 洋一	法政大学理工学部教授
野村 浩二	慶應義塾大学産業研究所准教授
藤井 真理子	東京大学先端科学技術研究センター教授
宮川 努	学習院大学副学長・経済学部教授

(注) ○は座長。

平成22年度統計法施行状況に関する審議スケジュール

		本委員会	基本計画部会及び国民経済計算 WG 国民経済計算 WG
23年 6月	上旬		<ul style="list-style-type: none"> ・委員への意見聴取 ・重要検討事項候補の整理
	中旬		
	下旬		
7月	上旬	第46回：8日 15:00～ ・総務省からの報告 ・基本計画部会付託	第27回：8日 (委員会終了後) ○第1回審議 ・平成21年度統計法施行状況の審議結果のレビュー ・審議の進め方、重要検討事項等を決定(暫定)。WGの設置。 ・関係府省ヒアリング等 (ビジネスレジスター) ・委員への意見聴取
	中旬		第28回：14日 13:00～ ○第2回審議 ・関係府省ヒアリング等 (二次的利用、人材育成) ・事務局からの報告(行政記録情報等)
	下旬	第47回：22日 13:00～	第29回：22日 (委員会終了後)(～15:30) ○第3回審議 ・関係府省ヒアリング等 (ワークライフバランス、非正規雇用)
8月	上旬		<p>26日 15:00～ ・審議の進め方 ・重要検討事項審議</p>
	中旬		
	下旬	第48回：29日 13:00～ ・部会審議状況報告	第30回：29日 (委員会終了後) ○第4回審議 ・関係府省ヒアリング等
9月	上旬		<p>第31回：15日 15:00～ ○第5回審議 ・審議結果のとりまとめ</p>
	中旬		
	下旬	第49回：22日 (基本計画部会終了後) ・基本計画部会の審議結果の採択	第32回：22日 15:00～ ○第6回審議 ・審議結果のとりまとめ

(注) 委員会及び部会の開催日は現時点の予定。

平成 21 年度 統計法施行状況に関する統計委員会の審議結果について(概要)

平成 22 年 9 月 30 日

統計委員会

経緯等

- ・統計委員会は、毎年度、「公的統計の整備に関する基本的な計画」に掲げる事項等に関する各府省の取組状況（統計法施行状況）について、総務大臣からの報告を受けて、当該施行状況を審議し、その結果を報告書としてとりまとめ、公表
- ・今回の審議は、新統計法が平成 21 年 4 月に全面施行されてから初めて実施するもの

審議結果

統計整備の重要度、緊急性が高いなどの重要な事項について、取り組むべき統計整備等の方向性をとりまとめ（政府の統計体系全体に及ぼす影響が大きいなど、所管する府省における重要課題として取り扱うことが望ましいと考えられるものについては、所管大臣に意見として提示）



重要な事項に関する統計整備等の方向性

(意見として提示した事項)

○国民経済計算の整備と一次統計等との連携強化【対 内閣総理大臣】

- ・新しい年次推計方法等の確立とシステムの構築に関する具体的な工程表の策定等
- ・高い知見を有する研究者、中核的職員等による責任体制の明確なプロジェクトチームによる対応

○ビジネスレジスター(事業所母集団データベース)の構築・利活用【対 総務大臣】

- ・基盤的・共通的な統計データ等のレジスターへの収録等の検討、レジスター内の統計データの時系列的整備等の推進
- ・各府省のデータ管理における共通事業所・企業コードの保持・利活用等の推進

(他の重要な事項)

○ワークライフバランスの状況を把握するための関連統計整備

- ・雇用・労働に関する世帯及び企業・事業所ベースの統計調査結果を総合的に分析
- ・少子高齢化の進展と就業構造の変化の関係を解明するため、既存の雇用・労働関係統計等に必要な調査項目の追加等

○非正規雇用の実態を的確に把握するための関係統計整備

- ・関係府省が共同で既存の雇用・労働統計の鳥瞰図を提示
- ・非正規雇用の雇用形態別雇用者数を継続的に毎年把握する統計調査の実施について検討等

○オーダーメード集計、匿名データの作成及び提供(二次的利用)、調査票情報の提供

- ・統計データの高度かつ多様な研究分析を通じて、学術研究はもとより社会の発展への寄与が期待
- ・ニーズを踏まえ、二次的利用の対象となる統計調査の拡大や利用目的の範囲の検討等を推進

○統計職員等の人材の育成・確保

- ・精度の高い統計作成、国際的な標準化の対応等、人材の育成・確保には計画的な実施が不可欠
- ・政府横断的な研修機能の活用や大学等の研究者との連携など、統計職員の専門性向上の方策について検討

○行政記録情報等の活用

- ・統計調査予算の確保が困難になる中、報告者の負担軽減等の観点からも、引き続き重要な課題
- ・行政記録情報等の保有機関や国民との間の信頼関係の構築を図りながら、活用の推進について調査研究